塩竈市高齢者等配食サービス事業について

心身の障がいや疾病などで調理が困難な高齢者等に、市が委託した事業者が食事を自宅まで配達します。
栄養バランスのとれた食事の提供のほか、配達時に安否確認も併せて行います。

≪事業の対象となる方※≫
①おおむね６５歳以上の一人暮らしの方
②おおむね６５歳以上の高齢者のみの世帯の方※
③４０歳～６４歳の方で、特定疾病と認められる方※

※配偶者または同居者に障がいまたは疾病があり、食に関する支援を受けることが困難な方。

上記の①～③のいずれかに該当し、
- **心身の障がいおよび疾病等の理由により、食事の調理が困難で栄養改善が必要な方**
- **７５歳以上で認知機能の低下等により見守りが必要な方、又は栄養改善が必要な方**

■回数
- **週２回**まで（月～金曜日から希望日を選択）※年末年始を除く
- 昼食　または　夕食　のいずれかを選択



■費用
- 弁当１食に対して、市が380円を助成します。
- 差額分を直接業者へお支払いください。

〈委託業者〉

①宅配クック123　仙台泉店　　電話：022-218-8226

②愛さんさん宅食　　電話：022-366-8813

問い合わせ先

塩竈市高齢福祉課地域支援係（塩竈市本町1-1 壱番館1階）
電話：022-364-1204

※サービス利用の流れは裏面をご確認ください。

≪サービス利用の流れ≫



【相談】

- 窓口または電話にて、利用者本人の基本情報を確認。
- 該当となりそうな場合、後日、担当職員が自宅訪問により、利用者本人の生活状況について調査もしくは調査票、ケアプランの提出により状況を確認する。

※相談～申請まではお時間がかかりますので予めご了承ください

【サービスの申請および決定】

- 調査の内容を総合的に判断し、サービスの可否を決定する。
- サービス利用が該当の場合⇒「高齢者等配食サービス決定通知書」を送付
 サービス利用が非該当の場合⇒「高齢者等配食サービス却下通知書」を送付

【サービスの利用】

- 月～金曜日まで、週１～２回、昼食又は夕食のどちらかを選択
- 年末年始（12月29日～翌年１月3日までの間）を除く

【サービスの変更】

- 利用者の状況が変化した、曜日を変更したい、業者を変更したい等の理由によりサービス内容を変更する場合は、「高齢者等配食サービス変更申請書」を提出する。
 ※メニュー変更の場合は、変更申請不要。直接事業所へ連絡する。
- 申請の内容を確認し、サービス内容の変更の可否を決定する。
- 変更が可能⇒「高齢者等配食サービス変更通知書」を送付

【サービスの終了・中止】

次のいずれかに該当する方は、翌日から利用できないため「高齢者等配食サービス異動届」を提出する。

（1）利用者が死亡または転出（施設への入所等）
（2）長期（1か月以上）の入院
（3）利用対象者の条件を満たさなくなった
（4）その他何らかの理由で中止を希望する